



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *64 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (行政改革課)..... 1
- *65 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 2

公布された条例のあらまし

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
医療法及び薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日
平成26年10月1日から施行します。ただし、第2条第1項の表和歌山県登録販売者試験委員の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
医療法及び薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日
平成26年10月1日から施行します。ただし、第2条第1項の表73の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行します。

条 例

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第64号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表和歌山県医療対策協議会の項中「第30条の12第1項」を「第30条の17第1項」に改め、同表和歌山県登録販売者試験委員の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表和歌山県登録販売者試験委員の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第65号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表15の項(5)中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改め、同表73の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項(2)中「第68条の10」を「第68条の23」に改め、同項(3)中「賃貸業の」を「貸与業の」に、「又は賃貸業に」を「若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業に」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表73の項の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。